



(水産動植物の生育環境の保全及び改善)	第一七七条 国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、森林の保全及び整備その他必要な施策を講ずるものとする。
(排他の経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発)	第一七八条 国は、排他の経済水域等以外の水域における我が國の漁業に係る漁場の維持及び開発を図るため、操業に関する外國との協議、水産資源の探査その他必要な施策を講ずるものとする。
(漁場の利用の合理化の促進)	第一二二条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資するため、漁場の利用の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
(人材の育成及び確保)	第二二三条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、漁業者の漁業の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者に対する漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
(高齢者の活動の促進)	第二二九条 国は、水産業における高齢者の役割を担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って水産業に従事することができる環境整備を推進し、水産業に従事する高齢者の福祉の向上を図るものとする。
(都市と漁村の交流等)	第三十条 国は、水産業の振興その他の漁村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。
(水産加工業及び水産流通業の健全な発展)	第二二四条 国は、災害によつて漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業経営の安定を図るために、水産物の輸入によって水産資源の適切な保存及び管理又は当該水産物と競争関係にある水産物の生産に重大な支障を与える、又は与えるおそれがある場合において、特に必要があるときは、輸入の制限、関税率の調整その他必要な施策を講ずるものとする。
(水産加工業及び水産流通業の健全な発展)	第二二五条 国は、水産加工業及び水産流通業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、漁業との連携の推進、水産物の流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。
(水産業の基礎的整備)	第二二六条 国は、水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推進に資するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を目指して、漁港の整備、漁場の整備及び開発その他水産業の基礎的整備に必要な施策を講ずるものとする。
(技術の開発及び普及)	第二二七条 国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人的試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。
(資料の提出等の要求)	第三十二条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。
(委員会の設置)	第三十三条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。
(委員会の設置)	第三十四条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。
(委員会の設置)	第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(附則抄)	第三十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(沿岸漁業等振興法の廃止)

**第二条** 沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)は、廃止する。**第三条** この法律の施行の際平成十三年における前条の規定による廃止前の沿岸漁業等振興法(以下「旧法」という。)第七条の報告書が国会に提出されていない場合には、同条の報告書の国会への提出については、なお従前の例による。**2** この法律の施行前に旧法第七条の規定により同条の報告書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第七条の規定により同条の報告書が国会に提出された場合には、これらの報告書は、第十一条第一項の規定により同項の報告として国会に提出されたものとみなす。**3** この法律の施行の際平成十三年における旧法第七条の文書が国会に提出されていない場合は、同条の文書の国会への提出については、なお従前の例による。**4** この法律の施行前に旧法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第七条の規定により同条の文書が国会に提出された場合には、これらの文書は、第十条第二項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。**附 則** (平成一三年六月二九日法律第九二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月施行する。

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。**附 則** (平成一四年六月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則** (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。**附 則** (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から下「施行日」という。から施行する。**附 則** (平成二〇年五月二三日法律第三八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則** (平成二六年六月二七日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。**附 則** (平成三〇年一二月一四日法律第十九五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則** (令和二年一二月一一日法律第七九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則** (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。